

答 申 第 33 号

令和2年7月28日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年12月20日付けH31 教学相第454号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第41号

「〇〇〇〇, 〇〇〇〇聴き取り」に係る個人情報非訂正決定に対する審査請求

答申第33号
 (諮問第41号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が、仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定に基づき、未成年者である請求人の子の法定代理人として、「○○○、○○○聴き取り」（開示資料番号89。以下「本件対象個人情報」という。）の訂正を請求したのに対し、実施機関が平成31年1月11日付けで個人情報非訂正決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 個人情報の訂正請求制度においては、訂正を求めることができる内容に条例上何ら制約や規定がないことから、請求人からの求めに応じて当然訂正されるべきである。
- (2) 本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を欠くと、請求人が被害を受けたいじめに係る事実認識自体の内容が大きく異なるものになってしまう。特に、加害について、「単独犯であり、単発事案である。」という実施機関の認識は真実と大きく異なっており、実際は「加害は、複数の生徒らによるもの（集団による暴行傷害及びわいせつ行為に該当）」「いじめは複数の生徒らによって繰り返されてきた（平成〇年〇月から行われてきた）もの」「複数の生徒らから、吹聴いじめを受け、何回もからかわれたり、悪口を言われたりしたもの」等々である。したがって、当該事案については、明らかに「追加の記載がなければ記載自体が誤りであるといえるほどの不備がある場合」に該当する。
- (3) 実施機関は、本件対象個人情報を訂正しない理由として、本件対象個人情報は平成〇年X月〇日に請求人及び加害生徒両名から聞き取った内容を記録したものであり、それ以外の事項を追加（挿入）することはできないとしているが、訂正を求める内容のうち、同日朝に〇〇中学校の職員玄関前で請求人の父が学校職員に手渡した「学校生活アンケート（X月）」に記載した事項や、同日夜に学校で開かれた謝罪の会において加害生徒が自認した事項についても、X月〇日当日に両生徒が申告した内容であることから、それらを加筆（追加や挿入及び訂正）する形で本件対象個人情報を訂正することは、決して本件対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内を超えるものではない。
- (4) 「いじめ等の生徒指導上の問題を発見するため」という本件対象個人情報の利用目的を達成するためには、「後日、明らかとなったこと」についても、事実が証明できるものの添付があれば加筆（追加や挿入及び訂正）等を行うべきである。
- (5) 平成〇年X月〇日に担任の教諭が家庭訪問をした際に、請求人から聞き取った内容を記載した「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号90）には、加害生徒を含む同級生6名の名前

や「他のクラスの人3～4人」等の記載があることから、請求人が受けたいじめは、集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であることは社会通念に照らし合わせても容易に判断できる。

- (6) 加害生徒の保護者から請求人の父母あてに提出された平成〇年〇月〇日付けの文書「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」に記載されたいじめの内容は、そのほとんどが平成〇年X月〇日に学校で開かれた謝罪の会において、加害主犯生徒が自認しており、また、当該文書の作成については、実施機関が別途開示した文書（開示資料番号 88）に「〇〇父からの求めに応じ、B教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書をパソコンで打ち込んだ（清書した）ことはある」と記載されているとおり、学校の教員が加害生徒の父と一緒に事実確認を行いながら文書を清書作成したのだから、実施機関（学校）はその内容が真実であるという見解を持っていたのであり、また当該文書自体も学校の教員が作成したものであることからしても、その内容に信ぴょう性がある。したがって、本件対象個人情報「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」に合わせて記載内容を追加すべきであり、平成〇年X月〇日当日に両生徒から聞き取りを行った内容以外の事項を追加することはできないとする実施機関の主張は失当である。
- (7) 請求人は、運動着ジャージパンツを下ろされる等のいじめを受けた翌日にショックのあまり学校を欠席しているが、平成〇年X月に請求人が欠席したのはX月〇日と同月下旬の1日の2日間だけであることから、当該事案が発生した日付は平成〇年X月Y日と特定できる。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報は、平成〇年X月〇日当日に担任のB教諭が請求人からいじめの内容について聞き取りを行い、また加害生徒からも確認を行った上で、請求人に対する加害生徒の行為及びその時期について、両名生徒の認識を比較するために作成したものであり、過去の一時点における請求人に対する加害生徒の行為及びその時期についての当時の認識を比較することを目的として作成された文書としての性質上、当日B教諭が両生徒から聞き取った内容以外の事項を、事後になって訂正、追加（挿入）することは、請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであり行うことができない。
- (2) 請求人が同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等のいじめ行為が発生した時期については、平成〇年X月〇日のB教諭の聞き取りに対し、請求人は「X月中」、加害生徒は「X月上旬」と申告しており、日付までは特定されていないことから、請求人が求める「発生時期はX月Y日（○）である」との訂正を行うことはできない。
- (3) 平成〇年X月に請求人に対するいじめ行為があったことは事実であるものの、実施機関としてはこれが「集団暴行事件」「集団わいせつ行為事件」であるとの認識はなく、また当時請求人側からそのような訴えを受けたことはなかった。
- (4) 本件対象個人情報には加害生徒1名以外の他の生徒の氏名は記載されていないものの、「まわりにいた男子生徒にも『いたの？』と言われた。」「前日、体調不良で欠席した被害生徒に対して、加害生徒が『お前、いたんだ。クラスで影薄いもんな。』と発言した。」との記載があり、請求人が主張する「記載の追加がなければ記載自体が誤りといえるほどの不備があ

る場合」には該当しない。

- (5) 請求人は、訂正を求める内容について「殆どの内容が生徒2名が当初から(X月〇日当日に)申告していた内容である」、「同日提出した『学校生活アンケート』に記載していた」、「同日夜の『謝罪の会』で加害生徒も認めていた」と主張しているが、前述の本件対象個人情報の作成目的からすれば、平成〇年X月〇日に開催された謝罪の会での発言内容や学校生活アンケートに記載された内容までをも網羅すべき文書ではない。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件訂正請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年X月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。なお、当該事案の発生時期について、実施機関は「X月上旬」として日付は特定していないとしているのに対し、請求人は「X月中旬」(X月Y日)に発生したものと主張している。
- (2) 平成〇年X月〇日に請求人の父が来校し、請求人に対するいじめの訴えがあったことを受けて、〇〇中学校では当時請求人の担任であったB教諭が請求人及び加害側の生徒双方から聞き取りを行い、手書きメモ(開示資料番号90)及び本件対象個人情報を作成した。
- (3) 同日夜に請求人の父母及び加害側の生徒本人とその保護者が学校に参集して謝罪の会が開かれ、加害側の生徒本人及びその保護者が請求人の父母に対し謝罪した。
- (4) 加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について(お詫び)」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。なお、請求人は、これらの文書は実質的には実施機関(学校側)が主導して作成したものであると主張しているのに対し、実施機関は、加害側の生徒の保護者からの相談等を受けて、一般的な助言や、文書の作成途中でのパソコンによる清書を行ったことはあるものの、学校側が主導的に文書の作成に当たったものではないとしている。

6 審議会の判断

- (1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、当時未成年者であった請求人の法定代理人であった請求人の父が、条例第14条の規定に基づいて請求人を代理して開示請求を行い、平成30年12月10日付けで開示決定され開示の実施を受けた本件対象個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

請求人は原処分を取消しを求めているが、実施機関は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

- (2) 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第28条第1項において「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者は、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求……をするこ

とができる。」と規定されている。

本件対象個人情報とは、上記(1)のとおり、当時請求人の法定代理人であった父が請求人を代理して行った個人情報開示請求により開示を受けた、請求人を本人とする個人情報であることから、請求人は、条例第 28 条第 1 項の「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者」に該当する。

また、本件訂正請求において訂正が求められているのは、当時の請求人の担任の教諭が請求人及び加害側の生徒から聞き取りを行った内容を記載した箇所であり、これは評価、診断、意見等の主観的に判断される事項ではなく、客観的に判断できる事項であることから、条例第 28 条第 1 項の訂正請求の対象となる「事実」に関する記載に該当するものと認められる。

(3) 訂正の要否について

① 条例第 30 条の趣旨

個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて収集してはならないものであり（条例第 7 条第 1 項）、その範囲内で正確性の確保が求められるものである（条例第 12 条第 1 号）ことに照らせば、条例第 30 条は、当該個人情報が事実でないことが判明し、かつ、それを訂正することが当該個人情報の利用目的の達成に必要である場合にのみ、実施機関が訂正の義務を負う旨を定めたものであると解される。

② 本件対象個人情報の内容及び利用目的

本件対象個人情報は、その体裁や内容を見ると、実施機関が説明するように、担任の教諭が請求人及び加害側の生徒双方から聞き取りを行った内容を対照させ、両者の申出内容に矛盾や対立する点がないか確認した上で、校長等へ報告する目的で作成し利用されたものであると認められる。なお、本件対象個人情報を記載した文書は、内部規程等によって担任の教諭に作成する義務が課せられているものではなく、作成の際の様式や記載事項も定められていない。

③ 本件対象個人情報に事実の誤りがあると認められるか

上記②のとおり、本件対象個人情報は、両名生徒の申出内容に矛盾点等がないかを確認するために必要な範囲で記載されたものであることから、その結果として聞き取り内容の全てが記載されていなかったとしても、実際に聞き取った内容に反する虚偽の記載がなされたものでない限り、条例第 28 条第 1 項の訂正請求の対象となる事実の誤りはないものというべきである。

本件訂正請求においては、本件対象個人情報はいじめの実態を正しく反映していないことから、いじめの全体像を明らかにするため記載を追加すべきである旨の主張が請求人よりなされているものの、本件対象個人情報の記載事項が両名生徒から実際に聞き取られた内容に反するものであることを証明する書類等は提出されておらず、また、そのような主張や立証もなされていないことから、本件対象個人情報に「事実の誤り」があるとは認められない。

④ 本件対象個人情報の利用目的は達成済みであるか

請求人は、本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を行うことが、「いじめ等の生徒指導上の問題を発見するため」という当該情報の利用目的を達するために必要であると主張するが、上記の利用目的は、実施機関が請求人に対し当該情報を開示決定した際に本件対象個人情報と併せて開示した多数の個人情報全体に共通する総括的な利用目的として決

定通知書に記載したものであり、個人情報に係る訂正の要否については、対象となる個別の個人情報ごとの利用目的に照らして判断されるべきである。

この点において、本件対象個人情報は、上記②のとおり、兩名生徒の申出内容に矛盾点等がないかを確認し、校長等へ報告する目的で作成されたものであり、これらがなされた時点でその利用目的は達成されているものといえることから、条例第 30 条の個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

なお、請求人は、本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を欠くと、「いじめに係る事実認識自体の内容が大きく異なるものになってしまう」と主張するが、背景となった事実については、上記の「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）を始めとして請求人に対し別途開示されている他の公文書にも記載があり、これらと併せ見ることによってうかがい知ることが可能であって、本件対象個人情報の訂正及び追記を欠くことが、事実認識に直接的な影響を与えるとはいえないことから、本件対象個人情報の訂正がその利用目的の達成に必要な場合に該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別紙

請求人が求める訂正請求事項

「〇〇〇〇，〇〇〇〇聴き取り」記載事項のうち、「トイレでズボンを下ろされた時期（年月日）」及び「いじめに加担した生徒らの名前や人数」やいじめの内容の追加（挿入）

時期：X月中<平成〇年X月Y日（〇）>である。また、いじめは平成〇年〇月から始まり、平成〇年〇月卒業するまで解決しなかった。その理由は、加害主犯〇〇以外の生徒らに聴き取りや個別指導等がなかったから。そのためいじめは継続し、解決に至ることはなかった。

加害者（ら）の名前：〇〇〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，その他クラスの男子半分以上，他のクラス3～4人，学級全員生徒らである。

いじめの内容：「〇〇〇〇様へのいじめの件について」及び「学校生活アンケート（X月）」に記載の通り。また、いじめは、平成〇年〇月から平成〇年〇月卒業するまで解決しなかった。※加害主犯〇〇以外の生徒らに聴き取りや個別指導等がなかったので、いじめは継続し、解決しなかった。

審議会の処理経過

(諮問第 41 号)

年 月 日	内 容
令和 元. 12. 20	・ 諮問を受けた
2. 1. 17	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
2. 1. 27	・ 請求人から反論書の提出を受けた
2. 1. 28 (令和元年度第 10 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 1. 31	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 2. 2	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
2. 2. 4	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 2. 5	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 2. 18	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 2. 19 (令和元年度第 11 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 2. 25	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 3. 26 (令和元年度第 13 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 5. 19 (令和 2 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 6. 23 (令和 2 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った